

委員会設置運営規程

制 定 2012(平成 24)年 12 月 1 日
2012(平成 24)年度第 3 回理事会
一部改定 2016(平成 28)年 12 月 11 日
2016(平成 28)年度第 2 回理事会
2017(平成 29)年 3 月 19 日
2016(平成 28)年度第 3 回理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 40 条の規定に基づき、定款第 3 条及び第 4 条に規定された公益社団法人日本語教育学会の目的及び事業を適切に実施するため、委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び種別)

第 2 条 委員会は、理事会の議を経て設置する。

- 2 委員会は、この法人の基本的な業務を分担所掌するための常置委員会と、個別事業の実施を所掌する特別委員会から成るものとする。
- 3 特別委員会の設置に際しては、原則として設置期間を設けるものとする。設置期間の定めのない委員会については、当該所掌業務の終了をもって解散するものとする。

(所掌事項)

第 3 条 委員会の所掌事項は、委員会の設置に際し、理事会が定める。

- 2 理事会は、委員会の意見に基づき、所掌事項に追加、削除等の変更を加えることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、理事会が委員会の所掌業務に寄与できる会員及びその他の学識経験者の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員会の設置期間が 2 年未満の場合は、当該設置期間とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任できるものとする。

(委員会)

第 5 条 委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。

- 2 委員会における分科会の設置、所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、当該委員会において決める。

(委員会の招集及び議事)

第 6 条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜理事会又は常任理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

第 7 条 委員には、原則として業務に関わる交通費を支払う。なお、必要に応じて、別途旅費規程に定める旅費の一部を支払う場合もある。ただし、学会が主催又は共催する事業の開催時に関わる交通費については、この限りでない。

- 2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

(雑則)

第 9 条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（2013 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（2016 年 12 月 11 日第 4 条改定）

この規程の改定は、2016 年 12 月 11 日から施行する。

附 則（2017 年 3 月 19 日第 7 条改定）

この規程の改定は、2017 年 3 月 19 日から施行し、2017 年 7 月 1 日から適用する。